

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	五霞町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.town.goka.lg.jp/page/page002461.html

執行機関名 五霞町長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法人等が提供する介護保険サービスの利用者負担の軽減に関する事務であって資格認定の事務
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		五霞町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年五霞町条例第17号)別表第一 第2の項 社会福祉法人等が提供する介護保険サービスの利用者負担の軽減に関する事務であって資格認定の事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)	五霞町社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度助成金交付要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを	第1条 この告示は、社会福祉法人がその社会的役割の下に行う低所得で生計が困難である者(以下「生計困難者」という。)及び生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する扶助を受けている者(以下「生活保護受給者」という。)に係る介護保険サービスの利用者負担額の軽減制度に対し、助成金を交付することにより、介護保険サービスの利用促進を図り、もって保健福祉の向上に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		五霞町社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度助成金交付要綱(平成25年五霞町告示第64号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 2 号	五霞町社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度助成金交付要綱 第6条
②事務の内容	介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の負担割合の <u>判定に関する事務</u>	生活困難者又は生活保護受給者の介護保険サービスの利用者負担額の助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 2 号 ロ	五霞町社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度助成金交付要綱 第4条
②情報提供者	市長村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該判定に係る第一号被保険者又は当該者と同一の世帯に属する第一号被保険者に係る市町村民税に関する情報	介護サービスに係る利用者負担額軽減制度の対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		